

（介護予防）福祉用具貸与

株式会社仁済 福祉用具貸与事業所 江東 運営規定

（事業の目的）

第一条 株式会社仁済が開設する株式会社仁済 福祉用具貸与事業所 江東（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下、「専門相談員」）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第二条 事業所の専門相談員は、契約者・利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援すること、要介護状態の軽減、悪化の防止を図ること、もしくは介護者の軽減を目的として、福祉用具貸与を提供する。

- 1、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与する。
- 2、自らその提供する福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図る。事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・福祉・医療サービスと綿密な連帯を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1、株式会社仁済 福祉用具貸与事業所 江東
- 2、東京都江東区南砂5-24-17 加賀見コート101

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第四条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1、管理者 常勤1名（専門相談員兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、福祉用具専門相談員の補助的業務を行う。また本規則を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2、専門相談員 常勤換算方法 2.0名以上
専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、使用方法・使用上の留意事項を十分に説明し、必要に応じて利用者に実際に使用させながら使用方法の指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1、営業日 月曜日から金曜日
（但し祝日、年末年始12月29日から1月3日を除く）
- 2、営業時間 9：00～18：00

3、電話等による 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(福祉用具の提供方法、取り扱う種目及び利用料 その他費用の額)

第六条 福祉用具の提供方法、取り扱う種目（車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置）及び利用料その他費用の額は次の通りとする。

1、福祉用具の提供方法

- ①指定福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望、及びそのおかれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門知識に基づき相談に応じ、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等、選択に資する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に関わる同意を得る。
- ②指定福祉用具貸与の提供にあたっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行う。
- ③指定福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- ④指定福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者等から要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合には、使用方法の指導、修理を行う。

2、指定福祉用具貸与の種目は下表の通りとする。

指定福祉用具を提供した場合の利用月額別紙目録の通りとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額とする。

1. 車いす	7. 手すり
2. 車いす付属品	8. スロープ
3. 特殊寝台	9. 歩行器
4. 特殊寝台付属品	10. 歩行補助つえ
5. 床ずれ防止用具	11. 認知症老人徘徊感知機器
6. 体位変換器	12. 移動用リフト（つり具の部分を除く）
	13. 自動排泄処理装置

3、貸与の開始と終了が同月内に行われた場合には、1 か月分の貸与費用を申し受ける。月途中での貸与の開始または終了の場合の料金は次の通りとする。

- ①貸与開始日が 1 日～15 日の場合⇒1 か月分の基本貸与費用
- ②貸与開始日が 16 日～月末の場合 ⇒半月分の基本貸与費用
- ③貸与終了日が 1 日～15 日の場合⇒半月分の基本貸与費用
- ④貸与終了日が 16 日～月末の場合 ⇒1 か月分の基本貸与費用

4、通常のサービス提供地域を越えて行う福祉用具貸与については、下表の通りとする。

通常のサービス 提供地域外の場合	移動手段が公共交通機関＝実費、 移動手段が自動車等＝50 円/1km あたり
---------------------	---

- 5、福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合には、当該措置に要する費用の支払いを利用者から受ける。
- 6、利用者の都合により、利用中の福祉用具の移動を行う場合には、下表のとおり費用の支払いを利用者から受ける。

ベッド	家庭内移動（分解・組立共）	1 0, 0 0 0 円
	家屋から家庭への移動（分解・組立共、1 階から1 階）	2 0, 0 0 0 円
	家屋から家屋への移動（分解・組立共、異なる階へ）	2 5, 0 0 0 円
移動用 リフト	家屋内移動（分解・組立共）	5, 0 0 0 円
	家屋から家屋への移動（分解・組立共）	1 0, 0 0 0 円
電動 車いす	家屋から家屋への移動	1 0, 0 0 0 円

前記4、5、6、の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で同意を得ておく。

（故障・不具合・事故・苦情・その他の問い合わせ）

第七条 故障・不具合・事故・苦情、その他福祉用具使用上の不明な点等の問い合わせ先を以下の通りとする。

当該事業所は前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2 年間保存する。

受付時間 月曜日～金曜日の9：00～18：00

（但し土曜日、日曜日、祝日・年末年始12月29日から1月3日を除く）

住所 東京都江東区南砂5-24-17 加賀見コート101

電話 03－6458－6930

FAX 03－6458－6931

（通常の事業の実施地域）

第八条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

江東区の区域とする。

（その他の運営についての留意事項）

第九条 指定福祉用具貸与事業は、以下の条項に留意を行う。

1、専門相談員の資質の向上のために以下の通り研修を実施する。

①採用時研修を入社6ヶ月以内に実施する。

②継続研修を年1回実施する。

2、秘密の保持

①従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

②従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を将来に渡り

保持させるために秘密を保持する旨を雇用契約の内容とする。

- ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ておく。

3、衛生管理（保管・消毒の方法）

- ① 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行う。
② 常に清潔な福祉用具を貸与に供するため、下記に福祉用具の消毒及び保管を委託することとし、その方法は、別紙資料によるものとする。

日本ケアサプライ・パラマウントケアサービス東京・ライフステップ
日建リース・モリトール・フランスベッド・近鉄スマイルサプライ
ランダルコーポレーション・ケアレックス・ベース・プライムケア東京
アップライド・野口株式会社・シンエンス・セリオ・小山株式会社・
アビリティーズケア

- ③ 第九条 3 項②の事業者は、衛生管理に関し、以下事項の通りとする。
- i 福祉用具の消毒・保管のために必要な設備・器材並びに事業の運営を行うのに必要な広さの区画を設ける。あわせて、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品を備える。
 - ii 設備及び備品について整理・清掃を行い衛生的に管理する。
 - iii 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分する。
 - iv 福祉用具の種類ごとに消毒・保管のための標準作業書を作成し、これに従い、福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有する方法にて、消毒を行い、清潔に保管する。

- 4、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社仁済と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（ハラスメント防止に関する事項）

第十条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第十一条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知する。
- ② 利虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

二 前項第一号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(相談・苦情対応)

第十二条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

相談窓口：管理者 市川 公二

附則 この規則は2025年11月 1日から施行する。
この規則は2025年12月 1日から施行する。